

令和 7 年度省エネ診断促進事業補助金申請要領

1 制度の目的

本補助金は、事業所におけるエネルギー使用量の削減、再生可能エネルギーの導入等に係る診断に要する経費を支援することにより、県内の中小規模事業者の脱炭素化に向けた取組を促進することを目的としています。

2 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、長野県内に所在する事業所を設置する者で次のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 県税に滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 長野県地球温暖化対策条例（平成 18 年長野県条例第 19 号）第 12 条第 1 項各号に掲げる事業者
- (4) 地方公共団体

3 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業※（以下「補助事業」という。）は、長野県内に所在する事業所が次に掲げる診断（診断結果の説明会、報告会等を含む。）のいずれかを受ける事業とします。

- (1) 一般財団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断（A 診断又は B 診断に限る。）
- (2) 登録診断機関及び省エネお助け隊（中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）交付規程に規定する補助事業者をいう。以下同じ。）が実施するウォークスルー診断（工場・事業所全体プラン（300kl 診断又は 1,500kl 診断）に限る。以下同じ。）

※ 過去に上記(1)、(2)又はその他の省エネ診断（県が実施する省エネ診断を含む。）を受けた事業所に係る事業を含まない。

4 補助対象経費・補助率

補助事業		補助対象経費※	補助率	補助上限額
省エネ最適化診断	A 診断	診断の料金	補助対象経費 の 10 分の 10	9,700 円
	B 診断			15,400 円
ウォークスルー診断	300kl 診断			13,900 円
	1,500kl 診断			19,100 円

※消費税及び地方消費税を含まない。

5 補助金の交付条件

次に掲げる事項を補助金の交付の条件とします。

- (1) 補助金の申請は、1 事業者につき 1 事業所までとすること。

- (2) 補助対象経費に対して、本補助金以外の補助金等を受給しないこと。
- (3) 令和 8 年度に第 5 次計画期間（令和 8 年度～令和 10 年度）の事業活動温暖化対策計画書を提出すること。

6 申請・報告等の手続

本補助金に関する申請等の手続は、以下のとおりです。

省エネ診断促進事業補助金交付要綱等を確認の上、必要な書類を期間内に提出してください。

(1) 紙による申請・報告

申請書類等は、「(3)受付窓口」へ郵送又は持参により必要書類を提出してください。

封筒に「省エネ診断促進事業補助金関係書類 在中」と記入してください。

提出された書類は返却しませんので、コピーを取るなど、控えを保管してください。

(2) 電子メールによる申請・報告

申請書類等は、「(3)受付窓口」の電子メールアドレスあてに必要な書類を添付して提出してください。

提出書類のデータは PDF 形式とし、電子メールの件名は「省エネ診断促進事業補助金の申請（又は実績報告）」としてください。

データ化した書類の再提出をお願いする場合がありますので、提出書類は審査が完了するまで必ず手元で保管してください。

(3) 受付窓口

長野県環境部ゼロカーボン推進課

郵便番号：380-8570

所在地：長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

電話番号：026-235-7022

電子メールアドレス：sho-ene@pref.nagano.lg.jp

(4) 提出必要書類

手続の種類	提出期限	提出書類	備考
①交付申請	補助対象事業の実施の前日	交付申請書（様式第 1 号） 【添付書類】 (1) 補助対象診断への申込書又は申し込んだことが分かる書類の写し (2) 県税の納税証明書（未納のない証明） (3) 誓約書（様式第 2 号） (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類	ウォークスルー診断への申込の場合の(1)は、省エネ診断・伴走支援ポータルサイトの診断申込フォームのスクリーンショット等を用意すること (2)は証明日が申請日以前 3 箇月以内のものであること
②事業計画変更申請	補助事業の内容を変更しようとするとき	事業計画変更承認（及び補助金変更交付）申請書（様式第 3 号）	

③事業計画中止（廃止）承認申請	補助事業を中止又は廃止しようとするとき	<u>事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第4号）</u>	
④実績報告	補助事業が完了した日から起算して30日以内又は <u>令和8年3月16日（月）</u> までのいずれか早い日	<u>事業実績報告書兼補助金交付請求書（様式第5号）</u> 【添付書類】 (1) 補助対象診断の結果が記載された診断書等の写し (2) 補助対象経費が分かる書類（請求書、領収書等）の写し (3) 令和7年度が計画期間に含まれる事業活動温暖化対策計画書の写し (4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類	(3)については、8留意事項(1)をよく確認すること

7 交付の決定方法

(1) 交付申請の受理

申請は先着順に受理します。交付申請額の合計が予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって交付申請の受理を終了します。

なお、予算超過日に複数の申請があった場合は、当該複数の申請について抽選を行い、受理する順番を決定します。

(2) 審査

交付申請の受理後に、書類審査等により補助金の交付について決定し、同決定内容を申請者に通知します。

8 留意事項

(1) 事業活動温暖化対策計画書について

本補助金の補助事業者は、第4次計画期間（令和5年度～令和7年度）及び第5次計画期間（令和8年度～令和10年度）の事業活動温暖化対策計画書（以下「計画書」という。）の提出が必要となります。（計画書を提出いただいた翌年度から毎年度、事業活動温暖化対策実施状況等報告書を提出いただきます。）

計画書の作成方法等については、下記の県ホームページを確認してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ontai/jourei26/gaiyou.html>

なお、計画書は下記ヘルプデスクへ電子メールにより提出した上で、6(3)の受付窓口へ写しを提出してください。

○事業活動温暖化対策計画書制度ヘルプデスク

対 応 者：中外テクノス株式会社

電 話 番 号：026-262-1793、026-262-1794

電子メールアドレス：naganoco2@chugai-tec.co.jp

※受付時間は平日午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までは窓口を一時閉鎖）

(2) その他

- ・ 交付要綱及び本要領をよくご覧の上、手続きを行ってください。
- ・ 提出書類の確認・審査のため、必要に応じ、追加資料の提出を依頼することがあります。